

答申第 85 号

(諮問第 104 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成 27 年 1 月 29 日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成 13 年大分県条例第 45 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、平成 25 年 6 月 18 日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇月〇〇日試し出勤報告書の「観察・評価」など私の個人情報を取得した経緯がわかる資料

2 実施機関の当初の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、公文書不存在（当該文書を作成していないため）との理由で不開示決定を行い、平成 25 年 6 月 26 日付けで異議申立人に通知した。

3 当初の異議申立て

異議申立人は、上記の不開示決定について、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、平成 25 年 7 月 8 日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関への答申を受けての決定

実施機関は、平成 26 年 9 月 2 日付けの、大公審答申第 73 号を受けて、平成 25 年 6 月 26 日付けで異議申立人に対して行った個人情報不開示決定処分を取り消し、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書として「平成〇〇年〇月〇〇日付け復命書及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇〇との面談」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、次の理由で一部開示決定を行い、平成 27 年 1 月 29 日付けで異議申立人に通知した。

(不開示理由)

条例第15条第2号に該当するため

(当該文書中には、あなた以外の特定の個人が識別される情報が含まれているため。)

5 本件異議申立て

異議申立人は、上記4の一部開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第6条の規定により、平成27年2月2日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求した情報の全部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

当該文書中の異議申立人以外の特定の個人は、既に異議申立人と接触した人物であると記載されているため、秘匿する必要がない。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

一部開示決定において不開示とした部分は、〇〇〇〇〇長が面談を行った相手方の氏名その他の相手方を識別できる情報が記載された部分及び同所の異議申立人を含む複数の職員の顔写真の情報である。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。

なお、異議申立人は、「当該文書中の異議申立人以外の特定の個人は、既に異議申立人と接触した人物であると記載されているため、秘匿する必要がない。」と主張するが、異議申立人あてに葉書を出した者は複数おり、そのうちの誰と面談を行ったかは異議申立人は知り得ないことから、条例第15条第2号イに規定する慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書を見分し、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 条例第15条第2号について

条例第15条第2号は、開示しないことができる個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、同号ただし書イにより、「法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、同号本文に該当するものであっても不開示情報から除くこととされている。

2 条例第15条第2号該当性について

本件対象公文書は、平成〇〇年〇〇月に開催されたパーティーの参加者のうちの2名から病気休職中であった異議申立人あてに〇〇〇〇〇〇へ届いた葉書について、所属長である〇〇〇〇〇長が異議申立人に確認したところ、心当たりはないとのことだったことから、職場内の信頼関係を維持するためにも、異議申立人の名前をかたって葉書の差出人と交流した職員がいないか等について確認するために差出人と面談を行った内容を取りまとめたものである。

審査会において、本件対象公文書を見分したところ、不開示とされた部分には、〇〇〇〇〇長が面談を行った相手方の氏名その他の相手方を識別することができる情報及び同所の複数の職員の顔写真が記載されている。

これらの情報は、異議申立人以外の第三者に関する情報であると認められ、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別されることから、条例第15条第2号本文に該当すると認められる。

また、異議申立人は、当該公文書中の異議申立人以外の個人は、既に異議申立人と接触した人物であると記載されているため、秘匿する必要がないと主張するが、たとえ既に異議申立人がパーティーで接触した人物であったとしても、少なくとも異議申立人に葉書を出した2名のうち、〇〇〇〇〇長がそのどちらかと面談を行ったかということまでは、異議申立人は知り得ない。よって、不開示とされた情報が条例第15条第2号ただし書イに規定する慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとは認められない。

3 結論

以上のことから、本件不開示個人情報情報は条例第15条第2号に該当し、実施機関が一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年7月16日	諮 問
平成27年7月29日	事案審議（平成27年度第4回審査会）
平成27年8月26日	事案審議（平成27年度第5回審査会）
平成27年9月30日	答申決定（平成27年度第6回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	会長代行
松 尾 和 行	大分合同新聞社上席執行役員 論説編集委員室長兼編集委員長	
芥 川 美 佐 子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭 一 郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
竹 内 敏 夫	元大分市植田支所支所長補佐	